

社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

2/19時点

Q1	外出時の十分な注意とは具体的に何をすればいいのでしょうか。
A1	<p>厚生労働省から示されている「新しい生活様式」の実践をお願いします。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人との間隔は、できるだけ2 m(最低1 m)空ける。 ②遊びに行くときは屋内より屋外を選ぶ。 ③外出時、屋内にいるときや人と会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。 ④まめに手洗い・手指消毒をする。家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える。 ⑤買い物などは計画を立てて素早く済ます。 ⑥食事などの際は、対面ではなく横並びで。 ⑦3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける。 ⑧施設の行う感染防止策へ協力する <p>などが考えられます。</p> <p>※社会経済活動再開に向けたガイドラインの「(別表)適切な感染防止対策例」「新しい生活様式の実践例」等をご参照ください。</p>
Q2	感染拡大の恐れのある業種、3密となるリスクが高い場所とはどのようなものを指しますか。
A2	<p>全国的にクラスターが発生した業種(場所)を指します。そのほかにも、同様の危険性がある場合には、要請を行う場合があります。</p> <p>全国的にクラスターが発生した業種例：ホストクラブ、キャバクラ、カラオケ、酒類の提供を伴う飲食店、劇場、スポーツジム、ライブハウスなど</p>
Q3	店舗や施設の感染防止策が十分取られているかはどのように判断すればよいですか
A3	<p>基本的には店舗・施設等のHPや、店頭等の感染防止策に関する掲示物、「ストップコロナ！対策認定制度」のステッカー等で確認してください。</p> <p>なお、ホストクラブやキャバクラなど接待を伴う飲食店においては、県から各店舗・施設に対して、店舗のHPや店頭等へ取り組んでいる感染防止対策を明示するよう要請しております。</p>
Q4	「ストップコロナ！対策認定制度」とはどのような制度ですか。
A4	<p>業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を適切に行っている店舗を県が認定する制度です。認定を取得した店舗には、認定ステッカー・ポスターを配付し、県ホームページへの掲載も行っています。</p>
Q5	感染拡大都道府県とは、具体的にどのような都道府県ですか。
A5	<p>その時の感染状況により、判断し、お示しします。</p>

社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

2/19時点

Q6	イベントの開催制限(上限人数)はどのように決まるのでしょうか。
A6	県内・近隣都県の感染状況や国の方針等によって決定します。
Q7	高齢者とは何歳以上を指しますか。
A7	一般的には65歳以上の人を指します。 特に70歳代以上の方が重症化するとされています。
Q8	高齢者施設に入居している家族に面会したいのですが。
A8	施設内における感染防止のため、多くの施設で面会の時間や人数などの制限をお願いしております。各施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q9	入院している家族に面会したいのですが。
A9	院内における感染防止のため、多くの医療機関で面会の制限が行われています。各医療機関の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q10	学校について、感染状況等に応じて休業等を行うこととされていますが、具体的にどのような状況を指しますか。
A10	現状、各県立学校においては、感染拡大防止対策に取り組んでいますが、当該学校の児童・生徒、教職員に陽性者があった場合には、当該学校の休業等の措置をとることとしています。 また、感染の広がりや地域によって異なることから、その状況に応じて、学校単位で対応を考えていくことを基本とし、地域や全県での対応が必要となることも想定しています。 市町村立学校については、県立学校の対応を参考に、地域の感染状況を踏まえた適切な対応をお願いしています。
Q11	部活動の一部制限とは、どこまで制限されるのでしょうか。
A11	県内一律での制限ということではなく、学校単位での分散登校や授業短縮等の対応に合わせて、部活動についても活動時間の短縮、活動内容の制限、対外試合の自粛等、感染状況を踏まえた対応をしていきます。

※今後、県民からの問い合わせなどをもとに内容を追加することといたします。